

CFプロジェクト（Create the Future Project）運営要項

令和3年 9月21日 厚生補導担当副学長裁定制定
令和7年10月23日 厚生補導担当副学長裁定改正

（運営）

第1条 経済的困窮、かつ、学業成績優秀で意欲のある学生（向学心のある学生・研究マインドを持つ学生・グローバルな活躍を志す学生）を支援することを目的とした特定基金である京都大学CFプロジェクト（Create the Future Project）（以下「CFプロジェクト」という。）の運営に関し必要な事項を定める。

（CFプロジェクトの使途）

第2条 CFプロジェクトの使途は、経済的理由により修学が困難であり、学業成績が優秀な学生に学資金を支給する事業（以下「奨学金事業」という。）に限るものとする。

2 前項の経済的理由により修学が困難であり、学業成績が優秀な学生については、厚生補導担当の副学長が別に定める。

（CFプロジェクトの管理）

第3条 CFプロジェクトは、奨学金事業への寄附及びその運用による果実をもって構成する。

2 CFプロジェクトへの寄附は、奨学金事業を使途とした寄附に限るものとする。
3 CFプロジェクトに受け入れた寄附は、その使途を奨学金事業以外に変更してはならない。
4 CFプロジェクトは、他の寄附金と独立して管理する。

（CFプロジェクトの運営）

第4条 CFプロジェクトの運営に係る次の各号に掲げる事項については、学生生活委員会の議を経て、厚生補導担当の副学長が決定する。

- (1) CFプロジェクトの事業計画に関する事項
- (2) CFプロジェクトの予算及び決算に関する事項
- (3) 寄附の受入れに関する事項
- (4) その他CFプロジェクトの管理運営に関する重要事項

（CFプロジェクトの事務）

第5条 CFプロジェクトに関する事務は、学務部学生課において処理する。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、C F プロジェクトの運営その他必要な事項は、学生生活委員会の議を経て厚生補導担当の副学長が定める。

附 則

この要項は、令和3年9月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和7年10月23日から施行し、令和7年4月1日から適用する。